

砺波市空き家等対策計画

平成 29 年 10 月
砺 波 市

第 1 章 計画の概要

第 1 節 背景及び目的

近年、本格的な人口減少・少子高齢化時代の到来など、かつてない社会情勢の変化に直面する中、空き家等問題は、全国各地において表面化しており、本市においても喫緊の課題となっています。

特に、適正な管理が行われていない空き家等は、防災・防犯・安全・衛生・景観などのあらゆる面から市民生活に悪影響を及ぼしており、安全・安心なまちづくりを推進するためにも、一刻も早いその問題解決が市民から求められているほか、将来的に、管理不全な状態となる建物も多く潜在していると考えられます。

本市では、平成 23 年度から N P O 法人砺波土蔵の会や各地区自治振興会の協力のもと「空き家調査」を実施し、空き家等の情報収集を行うとともに、空き家等の適正管理と有効活用、老朽危険空き家の除却に対応するため、平成 25 年 7 月に「砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」（以下「市条例」という。）及び「砺波市老朽危険空き家除却事業実施要綱」（以下「市要綱」という。）を施行しました。

また、空き家等の利活用について、関係機関と連携を図りながら空き家等に関する各種事業の推進と諸問題を協議するため、平成 24 年 6 月に砺波市空き家再生等推進協議会を設置し、平成 28 年 8 月には空き家情報バンク登録物件の増加につなげる橋渡しや利活用の相談を行う空き家情報連絡員（通称：空き家コーディネーター）を設置しました。そして、平成 29 年 4 月に関係機関の連携の強化とわかりやすい行政を目指して、市役所内の空き家等の相談窓口を「砺波暮らし推進班」に一本化し、地域（市民）と行政が一体となって空き家等の対策を推進しているところです。

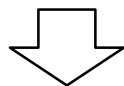
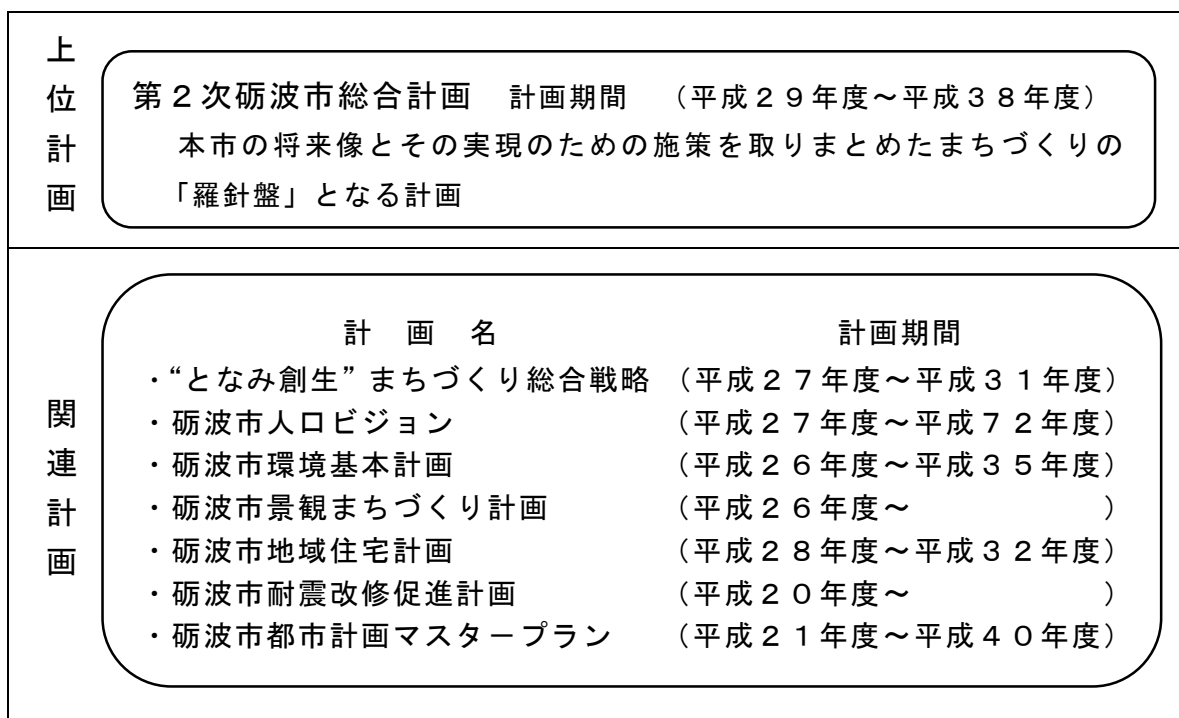
一方、国においても、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が全面施行されました。

このような状況を踏まえ、より総合的かつ計画的な空き家等の対策を推進するため、特措法第 6 条に基づく「砺波市空き家等対策計画」を策定します。



第2節 位置づけ

本計画は、特措法第6条第1項に規定する計画とし、国が定める「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して策定するものであり、「第2次砺波市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と連携して空き家等の対策の方針・施策を示すものです。



砺波市空き家等対策計画



- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法
（平成26年法律第127号）
- ・ 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
（平成27総務省・国土交通省告示第1号）
- ・ 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針
（ガイドライン） （平成27年ガイドライン決定）
- ・ 砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例
（平成25年砺波市条例1号）

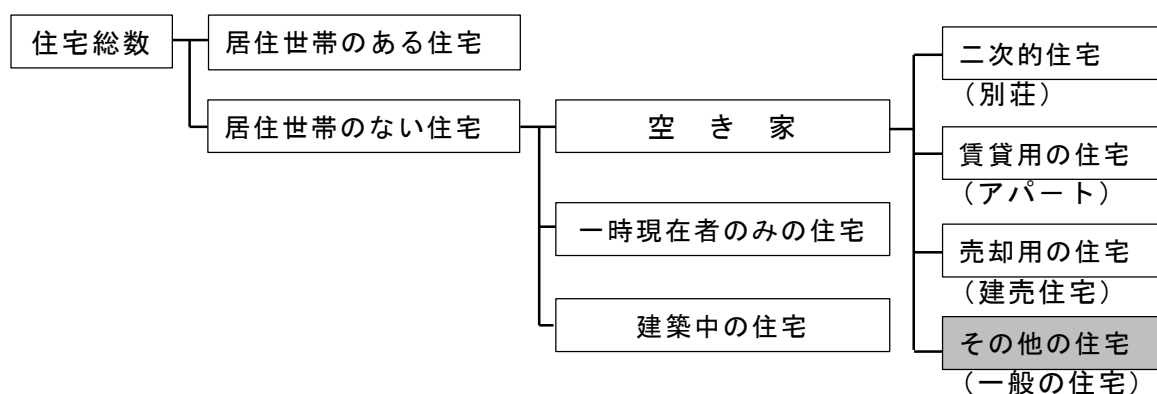
第3節 対象地域

空き家等は、市全域に分布していることから、「砺波市全域」を本計画の対象地域とします。

第4節 対象とする空き家等

本計画では、住宅・土地統計調査でいう「空き家」のうち、二次的住宅（別荘など）、賃貸用の住宅（アパート）、売却用の住宅（建売住宅）を除くその他住宅（一般の住宅）（個人が居住の目的で建築し、1か月以上居住実態のない（長期出張を除く。）市内に存在する建物）及びその敷地を主な対象とします。

図1 対象とする空き家等



（資料：総務省 住宅・土地統計調査）

第5節 計画期間

空き家等の対策は、本市のまちづくり政策の一環として位置づけられることから、第2次砺波市総合計画の計画期間（平成29年度から平成38年度まで）との整合性、連携を図ることとし、本計画の期間を「平成29年度から平成38年度までの10年間」とします。なお、社会情勢の変化や各種施策の実施状況等により、必要に応じて見直すこととします。



第6節 用語の説明

1 空き家等

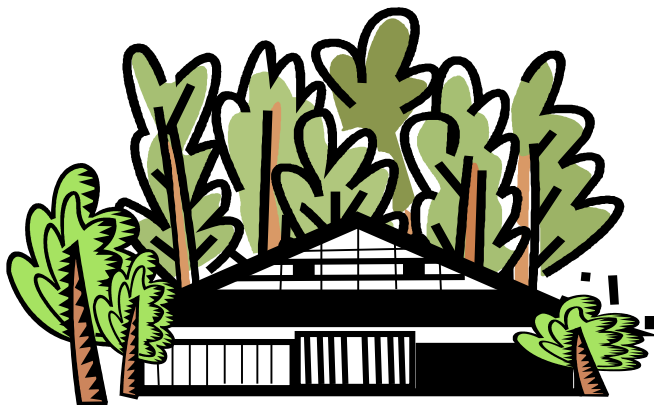
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（1か月以上建築物等の使用実績がないもの）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

2 特定空き家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいいます。

3 所有者等

空き家等の所有者又は管理者をいいます。



第2章 空き家等の現状と課題

第1節 空き家等の現状

1 住宅・土地統計調査

総務省が実施した平成25年住宅・土地統計調査によると、全国の住宅総数は約6,063万戸と5年前の平成20年と比べ約304万戸（5.3%）増加し、空き家数も約820万戸と、約63万戸（8.3%）増加しています。また、空き家率は13.5%と過去最高となり、その後も空き家数は増加を続けています。

上記調査における本市の住宅戸数は16,720戸で、うち空き家戸数は1,460戸であり、空き家率は、全国の13.5%、富山県の12.8%よりも低い8.7%となっています。

表1 住宅総数及び空き家数（平成25年）（戸）

	住宅総数	空き家数	空き家率
全 国	60,628,600	8,195,600	13.5%
富山県	439,000	56,200	12.8%
砺波市	16,720	1,460	8.7%

（資料：総務省 住宅・土地統計調査）

表2 住宅総数に対する空き家率（%）

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
全 国	11.5	12.2	13.1	13.5
富山県	9.8	11.6	12.3	12.8
砺波市	※ -	※ -	10.3	8.7

（資料：総務省 住宅・土地統計調査）

「住宅・土地統計調査」では、共同住宅の空き部屋1室についても「1戸の空き家」とカウントされることから、空き家数は、自治振興会で調査した「表3 地区別空き家数の集計結果（6ページ参照）」とは一致しません。

※「住宅・土地統計調査」は、全体調査ではなく、抽出による調査のため、全ての数値は推計です。実際の数値とは一致しないことがあります。

※ 平成10年と平成15年の空き家率は、旧庄川町では調査しておらず、旧砺波市の数値のみのため記載していません。（参考 旧砺波市平成10年は8.4%、平成15年は11.0%）

2 空き家情報調査

本市では、平成２３年度に、空き家等の適正管理、有効活用を推進するため、ＮＰＯ法人砺波土蔵の会や各地区自治振興会の協力を得て、市全域を対象とした空き家情報調査を実施し、平成２４年度以降は、毎年、各地区自治振興会により調査を実施しています。

この調査における空き家等とは、個人が居住の目的として建築し、１か月以上居住実体のない（長期出張などを除く。）、市内に存在する建物（※）としています。

表３ 地区別空き家数の集計結果 （各年度とも３月３１日現在）（戸）

地区名	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
出 町	２２	２２	１７	２１	２０	２１
庄 下	８	９	９	９	７	１０
中 野	１５	１４	１１	１４	１５	１７
五鹿屋	１２	８	１２	１２	１３	１４
東野尻	１７	１７	１７	１７	１６	１７
鷹 栖	１９	２２	２３	２４	２２	２５
若 林	１	１	１	１	０	０
林	１３	１５	１５	１５	１８	１７
高 波	５	４	４	５	７	７
油 田	３２	４６	３９	４１	４０	３９
南般若	１２	９	１０	９	１３	１２
柳 瀬	１４	１４	１５	１７	２７	２７
太 田	３３	２８	２５	２４	２４	２３
般 若	６	１４	１３	１２	２１	２１
東般若	１０	１０	１１	１３	１４	１０
梅檀野	３	３	４	４	２１	２０
梅檀山	２３	２５	３３	３２	３２	３５
東山見	１６	２９	２９	２９	２９	３９
青 島	３１	３３	３５	３９	４８	５１
雄 神	９	１０	１１	１１	１３	１１
種 田	４	４	４	２	３	７
合 計	３０５	３３７	３３８	３５１	４０３	４２３

（資料：企画調整課）

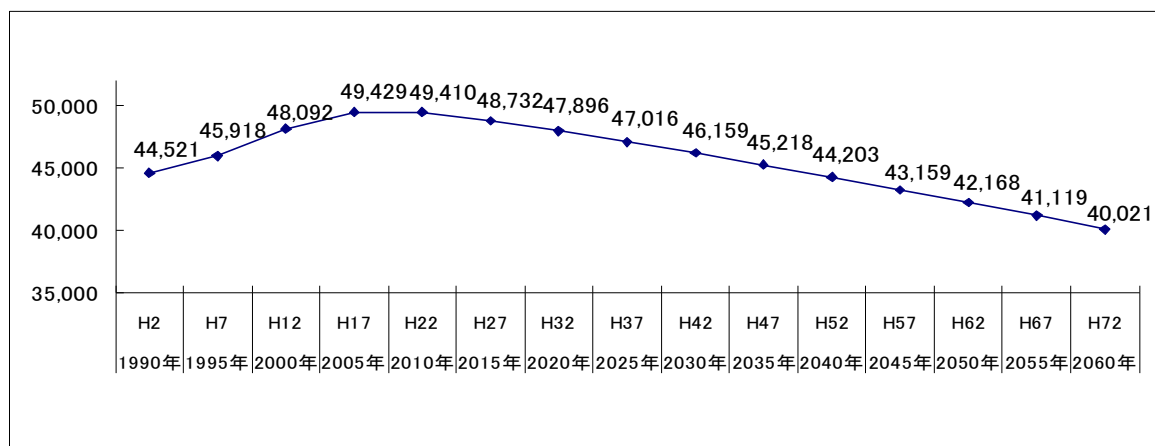
（※）国の基本的な指針では、空き家をおおむね１年間を通して建築物等の使用実績がないこととしています。本市では、１か月以上居住実体のない建物を空き家等とし、よりきめ細かな調査を行っています。

第2節 総人口の将来推計

1 人口推計・目標人口

本市の総人口は、平成22年以降減少が進み、これからもこの傾向が続くと予想されます。本市では、第2次砺波市総合計画において平成72年には約4万人を目標としており、平成22年に比べて約1万人が減少する見込みを立てています。人口減少に伴い、住宅の余剰が増えることが予測されます。

図2 砺波市の人口推移・目標人口 (人)

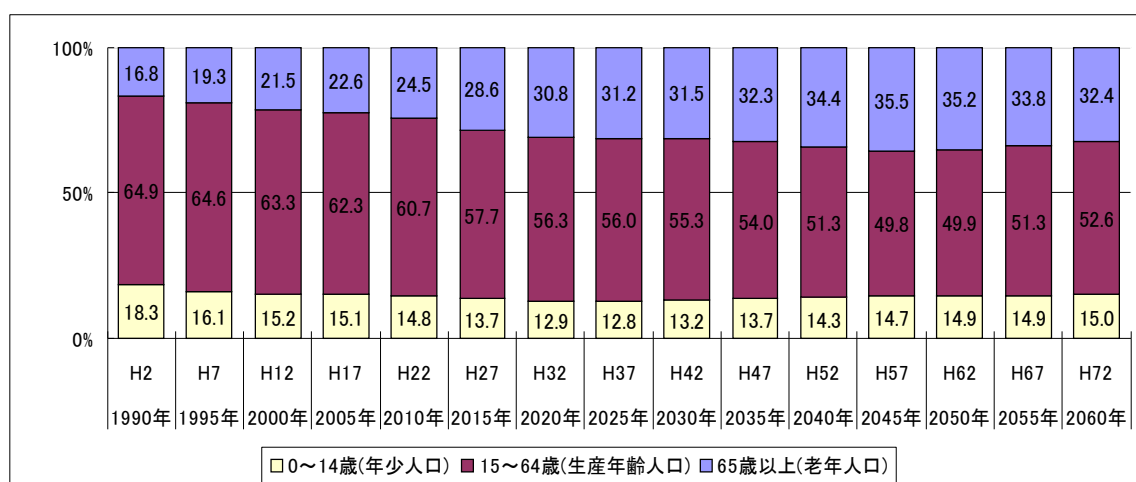


(資料：砺波市人口ビジョン)

2 目標人口推計による年齢3区分別人口割合の推移

国勢調査による平成27年の年齢3区分別人口割合は、「0～14歳（年少人口）」が13.7%、「15～64歳（生産年齢人口）」が57.7%、「65歳以上（年齢人口）」が28.6%となっており、平成32年には「65歳以上（年齢人口）」が3割を超える見込みとなっています。また、同調査の同時期の高齢者1人のみの割合は2.9%、高齢者2人世帯のみの割合は3.4%であり、高齢化に伴い、空き家等の増加が予測されます。

図3 砺波市の目標人口推計の年齢3区分別人口割合 (%)



(資料：砺波市人口ビジョン)

第3節 空き家等が発生する背景・要因

空き家等が発生し放置される背景・要因は、所有者の意識や経済的要因、物理的距離、相続等による権利関係、情報・知識の不足、法的制限、需要と供給のバランス、時間経過による要因など、様々なものが存在します。

空き家等が発生する要因は以下のとおり、大きく3つ挙げられます。

1 適正管理に関する要因

空き家等は、所有者等がその責任により適正に管理することが原則ですが、所有者等がかかえる様々な問題によって適正管理が困難になり、空き家等が発生します。

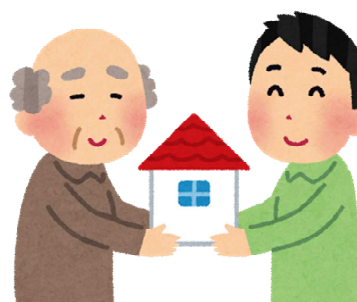
項目	要因
所有者の意識	・ 住んだことがないため、愛着がない。 ・ 所有者の管理意識が低い。 ・ 空き家等のままでも特に困らないため、利活用や除却の意向がない。 ・ 兄弟、親戚縁者から存続の要望がある。 ・ 敷地や家が大きく管理が困難である。樹木・除草の管理が負担である。 ・ 物置などとして利用している。
物理的距離	・ 遠方にいたり施設に入所していることにより、空き家等の管理や修理が困難である。
経済的要因	・ 家屋を修繕する費用負担ができない。 ・ 除却(取り壊す)する費用負担ができない。
情報・知識の不足	・ 除草や修繕を行う委託業者が探せない。



2 利活用に関する要因

所有者等が空き家等の賃貸・売買などを行う場合に生じる様々な問題によって利活用困難となり、空き家等が発生します。

項目	要因
所有者の意識	・ 売買により家屋を手放すことは先祖に申し訳ない。 ・ 知らない人に賃貸・売買することへの抵抗感がある。 ・ 人の噂やいやな思いを避けたい。 ・ 神仏、故人にまつわる遺品などの処分が困難である。 ・ 家財道具が多く、片づけや処分が困難である。
経済的要因	・ 利活用（賃貸・売買）のための家屋の改修費用や除却費用を負担できない。
法的制限等	・ 建築基準法上の接道要件等により、空き家の再建築・改修等が困難である。 ・ 住宅以外の用途として活用する場合、敷地に係る住宅地特例（住宅の敷地に係る固定資産税等の軽減措置）が解除され、税負担が増大する。また、放置により、敷地に係る住宅地特例が解除され、税負担が増大する。
情報・知識の不足	・ 利活用（賃貸・売買）の方法や相談先の情報・知識が不足している。 ・ 市や県が実施している支援制度の情報・知識が不足している。
需要と供給のバランス	・ 利活用（賃貸・売買）可能な空き家の供給可能量が空き家の需要量を大きく下回っている。



3 時間経過に関する要因

空き家等は、時間の経過とともに、適正管理や利活用を行うことが困難になり、空き家等が発生します。

項目	要因
空き家等になって間もない場合	・相続（遺産分割協議）が整わない。 ・抵当権があるため、処分できない。 ・「そのうち処分する」と問題を先延ばしてしまう。
空き家等になって初期の場合	・相続者や管理者が空き家等を管理しているが、税が負担となる。 ・庭木の管理や家屋の修繕など負担が大きく、段々と放置しがちになる。 ・賃貸や売買について、親戚縁者と相談するが、存続要望される。
空き家等になって年数が経過した場合	・相続者や管理者が空き家等を管理しているが、適正管理や税が負担となる。 ・空き家を「なんとかしたい」という意識が希薄になる。 ・相続者等が年月の経過とともに複雑化し、意思決定が困難になる。 ・相続者等が年月の経過とともに権利関係がわからなくなる。 ・空き家の傷みが激しく、費用が多額なため修繕ができなくなる。 ・放置される期間が長くなることで「特定空き家等」になるおそれがある。



第4節 空き家等の課題

本市の空き家等に取り巻く現状から、空き家等の対策に関する課題は、次の4つが挙げられます。

1 空き家数の増加

本市の空き家数は、年間に20戸から50戸増加しており、調査を開始した平成23年と比べて約120戸増加しており、今後も人口減少の進行に伴い、空き家数が増加することが予想されます。それとともに、適正に管理されていない空き家等が増えることが予測されることから、常に空き家等の実態把握に努め、空き家等にならないよう市民意識の醸成・啓発が重要となります。

2 空き家等の適正管理

空き家等の所有者の意見では、空き家等の管理で困っていることとして、「除草が大変」、「家屋修繕費が必要」、「除草や修繕を行う委託業者が探せない」などの意見があります。空き家等の適正管理が難しい所有者に対して、地域や関係事業者などの協力による空き家等の適正管理に関する情報提供を行う必要があります。

3 空き家等の除却

「特定空き家等」は、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれがあるため、所有者に対して法令に基づく空き家等の適正管理を行うよう助言・指導、勧告、命令などの対応を行います。

しかし、このような助言・指導、勧告、命令を行っても改善が図られない場合は、法令に基づく代執行を行う必要があります。また、危険な状態が切迫し、所有者等が自ら危険な状態を回避することができないと認めた時は、条例に基づく緊急安全措置を行う必要があります。

4 空き家等の利活用

空き家等の所有者の多くが賃貸や売買を希望されるよう、空き家情報バンクや空き家等の有効活用に関する補助金制度を広く周知し、空き家等となった早い段階（およそ3年程度）で利活用することが必要です。そのためには、空き家等の所有者への利活用に関する情報提供や相談体制の充実が重要となります。



第3章 計画の方針

第1節 基本的な方針

今後、人口減少の進行により、本市においても空き家等が増加することが予想されます。空き家等の増加に伴い、特定空き家等の増加も懸念されることから、空き家等の対策に取り組んでいくことは、安全・安心なまちづくりのために大変重要です。

空き家等は、安全・安心なまちづくりと地域活性化を図る観点から、所有者等が自らの責任により適正に管理すべきであることを原則としたうえで、空き家等がもたらす課題解決に向けて、次の5つの基本方針に基づき、空き家等の対策に取り組めます。

1 空き家等の実態把握

各地区自治振興会や空き家情報連絡員（通称：空き家コーディネーター）などと連携して、空き家情報調査、空き家数や家屋の状態、管理状況などの空き家等の実態把握に努めます。

2 空き家等の予防

空き家等としないために相続や登記を適切に行うことや、空き家等になった場合でも適正管理や利活用が図られるよう所有者や市民への意識の醸成・啓発に努めます。

3 空き家等の適正管理・除却

空き家等が適正管理されていない所有者に対して、地域や関係事業者などの協力による空き家等の適正管理に関する情報提供を行います。また、「特定空き家等」は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者に対して情報提供や助言・指導、勧告、命令、代執行などの法的措置を行います。また、空き家等が危険な状態で切迫する場合は、条例に基づく緊急安全措置などの対応を行います。

4 空き家等の利活用

空き家等を住宅としての利活用や住宅以外の用途とする観光施設、高齢者の介護や子育ての施設、地域の活動拠点などの利活用についても支援を行います。

5 相談体制の充実

空き家等の適正管理や利活用を効果的に進めるために、情報提供や相談体制の充実に努めます。



第4章 具体的な施策

第1節 実態把握

本市では、平成23年度に、空き家等の適正管理、有効活用を推進するため、NPO法人砺波土蔵の会や各地区自治振興会の協力を得て、市全域を対象とした空き家情報調査を実施し、平成24年度以降は、毎年、各地区自治振興会により調査を実施しています。

また、空き家等に関する利活用状況や管理状況、今後の利活用意向を把握するため、空き家情報連絡員（通称：空き家コーディネーター）などと連携して空き家等の実態把握に努めています。

空き家等の対策のためには、空き家数や家屋の状態、管理状況など市内の空き家等の実態を把握することが重要です。今後も実態把握に努めるとともに、これまでの情報を基に空き家等に関するデータベースを整備し、空き家等の対策に活用します。



第2節 予防

空き家等が発生し放置される背景・要因の1つとして、相続や登記が適切に行われず、所有者や管理者が明確でなくなることが挙げられます。一度、空き家等となり放置されてしまうと、老朽化が急速に進み、管理不全の状態となり危険性が高まっていきます。また、権利関係の整理が適切に行われないまま空き家等が放置されると、空き家等の利活用・除却に必要な合意形成が困難になります。

今後、人口減少により空き家等の増加が見込まれる中、現在、人が住んでいる家屋を空き家等としない取組みが重要です。

具体的施策	内 容
所有者や市民意識の醸成・啓発	チラシ、パンフレットなどによる情報提供 ・ 固定資産税納税通知書の発送時に同封の空き家等の適正管理を促すチラシや、パンフレットの配布・広報となみ・市ホームページなどで空き家等の適正な管理及び良好な生活環境の維持保全に関する情報提供を行います。
関連事業者との連携	専門的な相談対応 ・ 空き家等の適正管理や相続、法律などの専門知識を必要とする事案については、事業者（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、建築士、不動産業者、建築土木会社）、商工会議所や商工会、シルバー人材センターなどと連携に努めます。



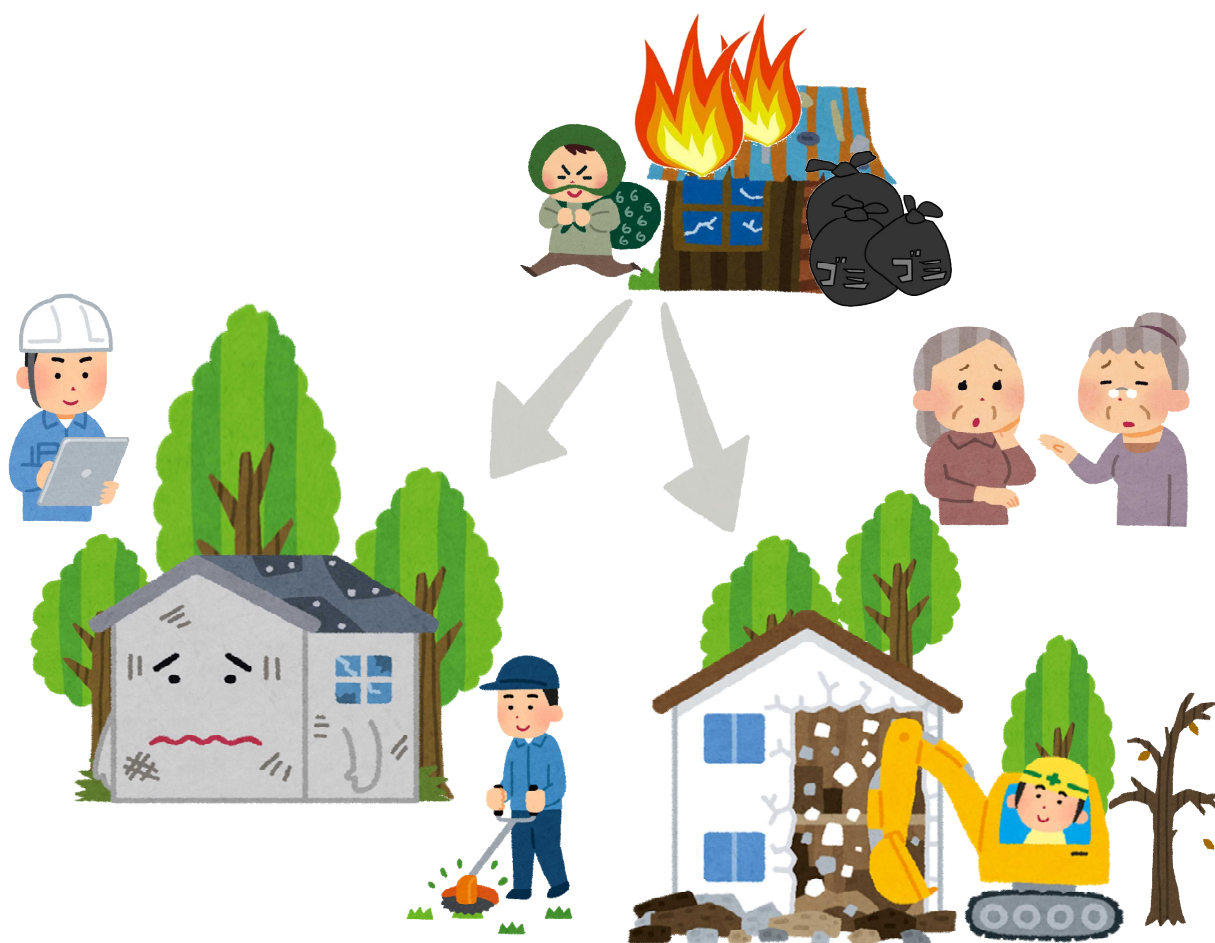
第3節 適正管理・除却

適正に管理されないまま放置された空き家等は、防災・防犯・安全・衛生・景観など周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者に対して情報提供や助言・指導、勧告、命令、代執行などの法的措置を行います。

また、空き家等が危険な状態で切迫する場合は、条例に基づく緊急安全措置などの対応を行います。

具体的施策	内 容
所有者への情報提供や相談	チラシ、パンフレットなどによる情報提供 ・固定資産税納税通知書の発送時に同封の空き家等の適正管理を促すチラシや、パンフレットの配布・広報となみ・市ホームページなどで空き家等の適正な管理及び良好な生活環境の維持保全に関する情報提供を行います。 適正に管理されていない空き家等の相談 ・適正に管理されていない空き家等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者に対して情報提供や助言を行うとともに相談に対応します。
所有者と地域との連携	所有者と自治振興会・自治会等（地域）と市との連携 ・空き家等の対策には、地域ぐるみで取り組む意識の醸成・啓発が重要であることから、自治振興会、自治会等や空き家情報連絡員との連携に努めます。
所有者と関連事業者の連携	関連事業者と連携した相談対応 ・空き家等の適正管理について、事業者（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、建築士、不動産業者、建築土木会社）、商工会議所や商工会、シルバー人材センターなどと連携に努めます。
問題のある空き家等の所有者に対する情報提供・助言	問題のある空き家等の対応 ・自治振興会・自治会等からの空き家等に関する情報や砺波市空き家情報調査に基づき、所有者に対して市から情報提供や助言を行い、早期の適正管理に努めます。
固定資産税に関する措置	固定資産税住宅用地特例適用除外 ・長年にわたって使用されず、将来の使用も見込めない住宅において、損耗等により大規模な改修をしない限り居住の用に供することができないと認められる場合、家屋課税台帳の閉鎖及び住宅用地特例の除外を行います。

具体的施策	内 容
老朽危険空き家 除却事業 (市要綱)	老朽危険空き家除却事業 ・長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家等について、所有者は市に対して建物及び土地を寄附し、その跡地を自治会等が利活用及び適正に管理する場合に市が除却を行います。
緊急安全措置 の対応 (市条例)	緊急安全措置 ・危険な状態で切迫している空き家等について、所有者等が自ら危険な状態を回避することができない特別な理由があると認めたときは、市は必要な最低限度の措置を行います。
「特定空き家等」 の対応 (特措法)	「特定空き家等」への助言・指導、勧告など ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態の「特定空き家等」に対して、法令に基づく助言・指導、勧告、命令などの対応を行います。



第4節 利活用

地域の活力の維持・向上を図るためには、空き家等を住宅としての利活用や観光施設、高齢者の介護や子育ての施設、地域の活動拠点などの住宅以外の用途とする利活用についても支援を行います。

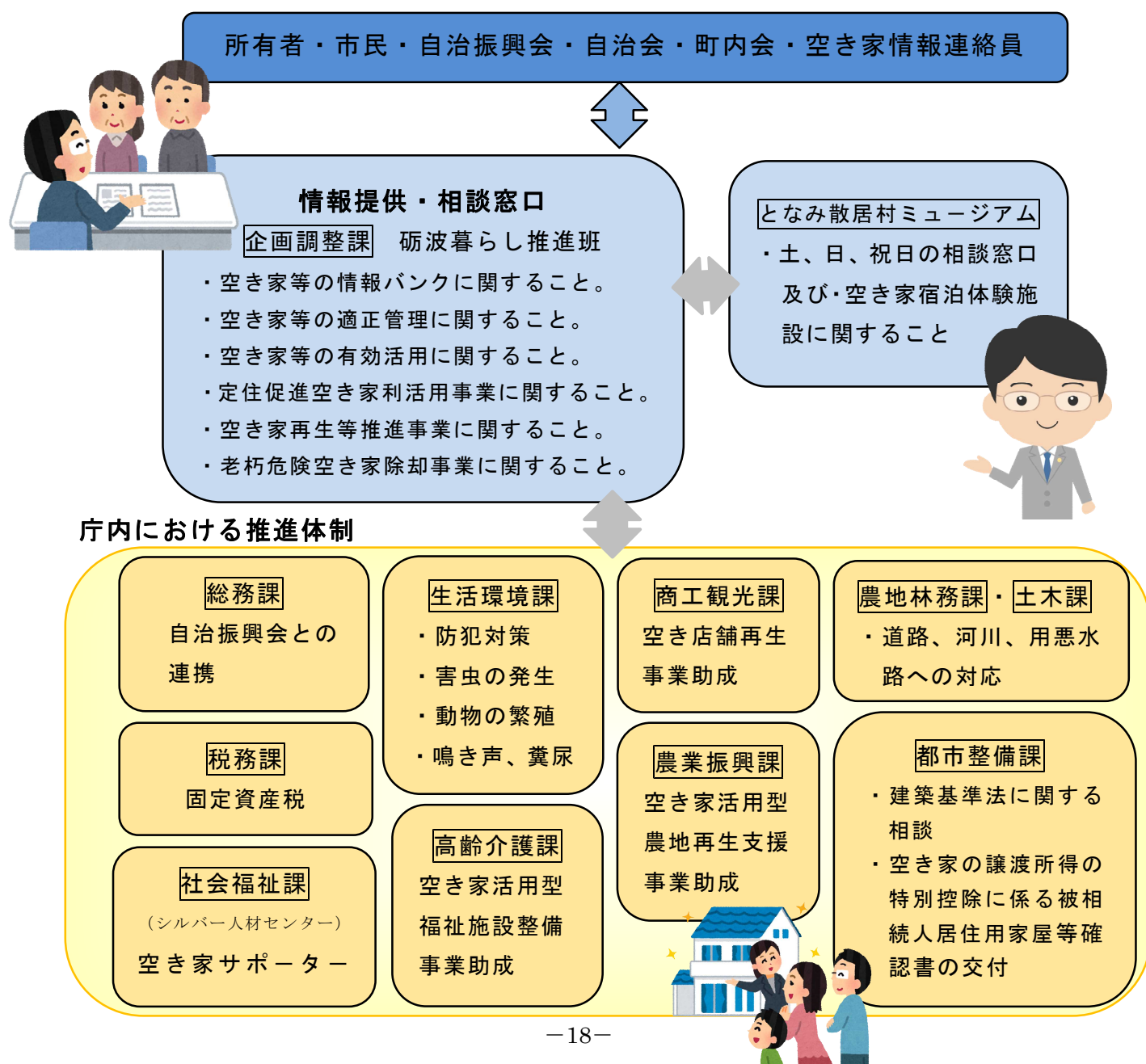
具体的施策	内 容
空 き 家 等 の 情 報 提 供	空き家情報バンク制度の活用 ・ 空き家等の利活用を検討する方への情報提供を積極的に推進します。制度の認知度の向上と登録物件の収集を促進するため、広報となみや市ホームページへの掲載等、周知・啓発に努めます。
空 き 家 等 の 利 活 用	移住・定住、砺波暮らし魅力発見の空き家等の利活用 ・ 空き家宿泊体験施設での体験を通じて交流定住人口の増加、観光振興、地域活性化に繋げる砺波暮らし体験交流事業を実施します。 ・ ゼミ合宿を行う大学生を対象に空き家宿泊体験施設で宿泊滞在をし、地域住民との交流を図り、大学生から砺波の魅力について情報発信を行ってもらう第2のふるさと発見事業を実施します。 ・ とやま帰農塾「砺波塾」散居村での暮らしと文化の体験を実施します。
空 き 家 等 補 助 制 度 の 活 用	移住・定住、地域の活性化の空き家等補助制度の活用 ・ 空き家情報バンクに登録の市内の空き家等を利活用する者に対し、改修等経費及び家賃の一部を助成します。 (定住促進空き家利活用事業) ・ 交流施設、文化施設、体験施設等の用途に市内の空き家等を活用する事業を行う者に対し、補助金を交付します。 (空き家再生等推進事業) ・ 空き家情報バンクに登録の市内の空き家等を利活用して介護又は障害施設を整備する者に対し、補助金を交付します。(空き家活用型福祉施設整備事業) ・ 中心市街地の空き店舗や空き家情報バンクに登録の市内の空き家等を利活用して店舗を開店する者に対し、補助金を交付します。(空き店舗再生みんなでチャレンジ事業) ・ 空き家等を取り壊して宅地及び市所有の宅道等を再整備し、整形な農地として一体的な土地利用を図る者に対し、補助金を交付します。(空き家活用型農地再生支援事業)

第5節 相談体制の充実

空き家等の適正管理や利活用、問題のある空き家等への対策などを効果的に進めていくためには、空き家等所有者や市民が情報収集や相談をしやすい体制を整えることが重要であることから、情報提供や相談体制の充実に努めます。

具体的施策	内 容
相談体制の充実	市の情報提供・相談体制 ・空き家等の所有者や地域からの相談への対応を円滑かつ効果的に実施するため、企画調整課砺波暮らし推進班に一本化し、情報提供・相談体制づくりの充実に努めます。

図4 空き家等に関する相談窓口のイメージ



第5章 計画の推進体制

第1節 役割

所有者、自治振興会・自治会（地域）、空き家情報連絡員（通称：空き家コーディネーター）、空き家再生等推進協議会、関連事業者、市が各々の役割を果たし、空き家等の対策を推進します。

関係者	内容
所有者	・人が住んでいるうちに家屋の相続や登記、利活用・除却等の相続者の合意形成を行っておく必要があります。 ・空き家等になった場合、自らの責任において、空き家等の適正な管理を行います。
自治振興会・自治会等（地域）	・空き家数や空き家等の管理状況、空き家等所有者の情報調査や空き家等の相談・見守を行います。
空き家情報連絡員（空き家コーディネーター）	・空き家等の適正管理や有効活用の推進を図るため、市、関係事業者その他の活動団体との円滑な情報共有及び情報連携を支援します。
空き家再生等推進協議会	・空き家等の利活用に向けて、関係機関と連携を図りながら空き家等に関する各種事業を推進するとともに諸問題について協議します。
市	・関係機関と連携して空き家等の適正な管理及び利活用を促進し、法令や条例などにに基づき、施策を行います。
関連事業者	弁護士： 法律に関する相談や手続きを行います。
	司法書士・行政書士・土地家屋調査士： 相続などに関する相談や手続きに関する相談を行います。
	税理士： 税に関する相談や手続きに関する相談を行います。
	建築士： 建築に関する相談を行います。
	不動産会社： 賃貸・売買に関する相談を行います。
	建築・土木会社： 改修・除却に関する相談を行います。
	商工会議所・商工会： 空き店舗に関する相談を行います。
	シルバー人材センターなど： 適正管理に関する相談を行います。

第2節 推進体制

本計画の推進にあたっては、所有者、自治振興会・自治会等（地域）・空き家情報連絡員（通称：空き家コーディネーター）、関連事業者、市が連携体制を整備することで、空き家等の対策を効果的に推進します。

図5 空き家等の対策の推進体制イメージ

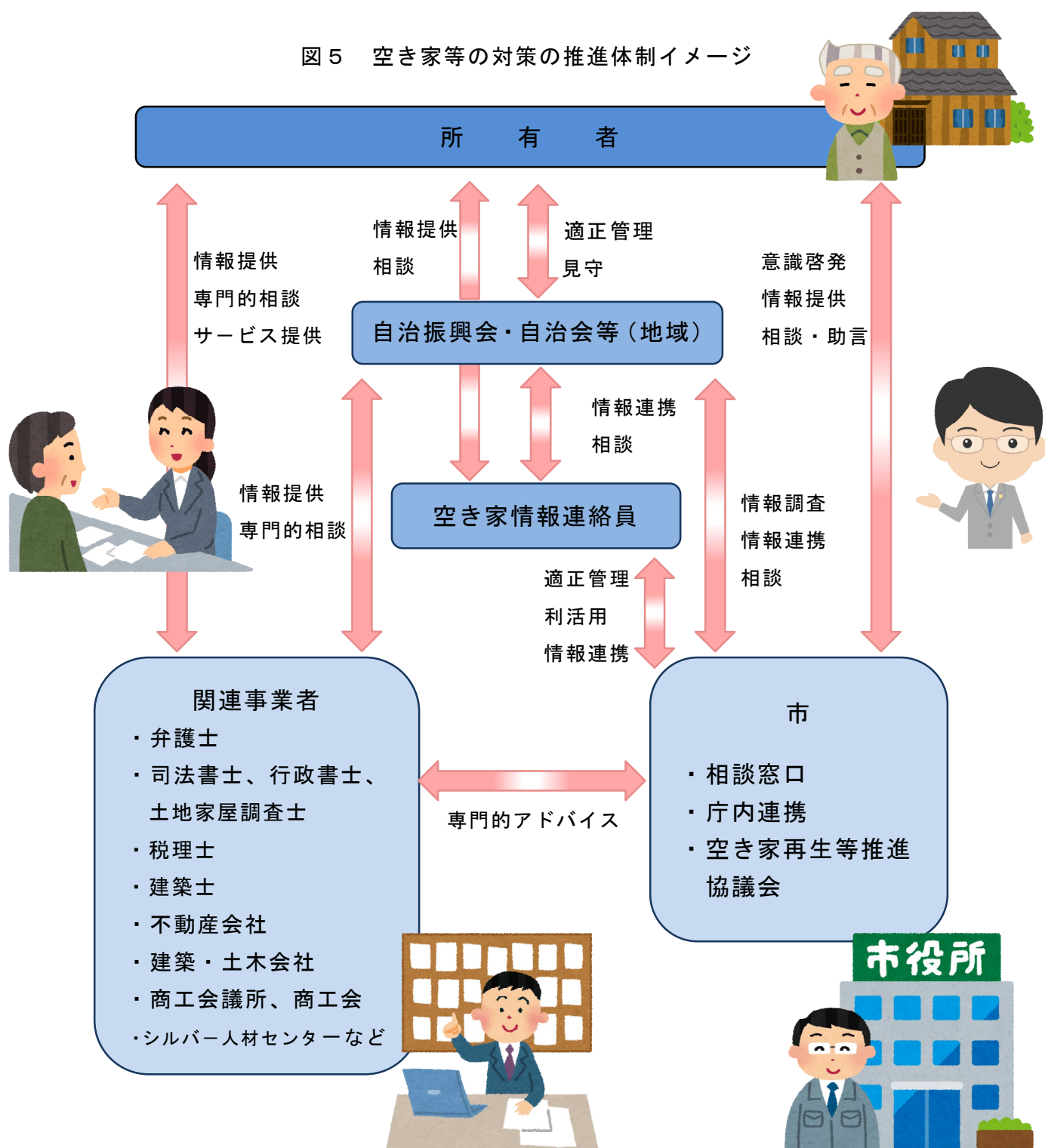


図6 空き家等対策の対応フロー図



資 料 編

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく

空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有

者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全

を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第

三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものと

する。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例

平成25年3月26日

条例第1号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念等（第3条—第7条）

第3章 適正管理（第8条—第15条）

第4章 有効活用（第16条）

第5章 補則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、空き家等の適正管理及び有効活用に関し、基本理念を定め、市、所有者等及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的に推進し、もって生活環境及び景観の保全、安全で安心な市民生活の確保並びに魅力ある住み良いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、現に利用されていない又はそれと同様の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地（原則として農林業用地を除く。）をいう。

（2） 所有者等 空き家等の所有者、管理者又は占有者をいう。

（3） 市民等 市内に居住する者及びその団体、市内に通勤し若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。

第2章 基本理念等

（基本理念）

第3条 市、所有者等及び市民等は、市内に適正に管理されない空き家等が増えることにより、生活環境上、景観上、防犯上等の問題が生じ、地域活性化の妨げとなることのないよう、それぞれの役割を理解しながら連携し、かつ協力して、空き家等の適正管理及び有効活用に努めるものとする。

(当事者間による解決)

第4条 所有者等と当該空き家等により害を被るおそれのある者との間で発生する問題は、当事者間で解決することを基本とする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、空き家等の適正管理及び有効活用に関し必要な施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自治会その他関係機関と連携し、空き家等の適正管理及び有効活用に関し、所有者等及び市民等に対して意識の啓発を図るものとする。

3 市は、所有者等及び市民等が行う空き家等の適正管理及び有効活用に関し、必要な支援を行うものとする。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、基本理念にのっとり、空き家等が次の各号のいずれかに該当する状態(以下「管理不全な状態」という。)にならないよう適正に管理しなければならない。

(1) 建物その他の工作物の老朽化が著しく、倒壊のおそれがあること。

(2) 自然現象により建物その他の工作物の一部が飛散すること。

(3) 廃棄物の不法投棄場所になること。

(4) 害虫又は悪臭の発生場所になること。

(5) 動物等のすみかになること。

(6) 火災の予防上危険な場所になること。

(7) 犯罪及び青少年の非行行為の防止上好ましくない場所になること。

(8) 交通の障害になること。

(9) 草木が著しく繁茂すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、生活環境及び景観の保全並びに安全で安心な市民生活の確保を著しく妨げること。

2 所有者等は、自ら利用する見込みがない空き家等を有効に活用するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、市と協働して空き家等の適正管理及び有効活用に関し、必要な取組を実施するものとする。

- 2 市民等は、人の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある空き家等を発見したときは、市にその情報を提供するものとする。

第3章 適正管理

(実態調査)

第8条 市長は、前条第2項の規定による情報の提供があったとき、又は管理不全な状態であると認める空き家等を発見したときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、次に掲げる行為をさせることができる。

- (1) 管理不全な状態であると認める空き家等の敷地に立ち入り、必要な調査を行うこと。
- (2) 当該空き家等の所有者等若しくはその関係者に質問し、又は必要な報告を求めること。

2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第10条 市長は、前2条の規定による調査等により、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が、その勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に

従わないときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、当該命令を受けた所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

（代執行）

第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた所有者等が、その命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

（緊急安全措置）

第15条 市長は、危険な状態が切迫している空き家等について、所有者等が自ら危険な状態を回避することができない特別な理由があると認めたときは、必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を所有者等に代わって行い、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

2 市長は、前項の規定による緊急安全措置を行う場合は、予め所有者等の同意を得るものとする。

第4章 有効活用

（空き家等の有効活用）

第16条 所有者等は、空き家等を適正に管理するとともに、移住、定住等による地域の活性化を推進するため、自ら利用する見込みがない空き家等を、第三者への賃貸、譲渡等により有効に活用するよう努めるものとする。

2 市及び市民等は、所有者等と連携し、かつ協力して空き家等の有効活用に取り組むものとする。

第5章 補則

（警察署その他の関係機関との連携）

第17条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を要請するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(砺波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

2 砺波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 砺波市老朽危険空き家除却事業実施要綱

平成25年6月26日

告示第112号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の防災、防犯等の居住環境の向上を図り、市民の安全と安心を確保するため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者から市に対しその建物及び土地の寄附等があったものについて当該建物を除却する事業（以下「老朽危険空き家除却事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老朽危険空き家」とは、居住を目的として建築された建物及び当該建物と主従の関係にある付属家等であつて、現に利用されていない又はそれと同様の状態であるもののうち、市長が地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して危険性があると判断したものをいう。

(対象となる建物及び土地)

第3条 老朽危険空き家除却事業の対象となる老朽危険空き家は、当該建物及び土地について、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる条件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(調査申込)

第4条 老朽危険空き家対策事業により自己が所有する建物の除却を希望する者（以下「申込者」という。）は、老朽危険空き家調査申込書（様式第2号）により、当該建物の調査を市長に申し込むものとする。

(調査及び判定)

第5条 市長は、前条の申込みがあつたときは、当該建物の調査を行い、老朽危険空き家に該当するか否かを判定するものとする。

2 市長は、前項の規定により判定したときは、申込者に対し、老朽危険空き家調査報告書（様式第3号）により通知するものとする。

(寄附等の申出)

第6条 申込者は、前条の規定により老朽危険空き家に該当すると判定されたときは、市長に対して建物及びその土地の寄附又は無償譲渡（以下「寄附等」という。）を申し出るものとする。

2 前項の申出は、老朽危険空き家除却事業建物・土地寄附等申出書（様式第4号）

に關係書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

（通知）

第7条 市長は、前条の申出により寄附等を受諾し、老朽危険空き家の除却を決定したときは、申込者に対し、老朽危険空き家除却事業寄附等受諾通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（土地の活用及び維持管理）

第8条 当該土地を区域の一部とする自治会等は、老朽危険空き家の除却後の土地の利用に関し、地域の居住環境の向上を図るため、老朽危険空き家跡地利用計画に基づき、当該土地の活用及び適正な維持管理を行わなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	条件
建物	1 木造建築物（一部の軽量鉄骨造も含む。）であること。 2 市に寄附ができること（借地上に存する建物にあっては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を市に寄附できること。）。 3 建物に物権又は賃借権が設定されていないこと。 4 建物の所有者が市税を完納していること。
土地	1 市に寄附ができること。 2 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。 3 寄附後の維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 4 災害防止の措置を講じる必要がないこと。 5 当該土地を区域の一部とする自治会等が、地域住民等の同意を得て老朽危険空き家跡地利用計画（様式第1号）を作成し、適正な跡地利用及び維持管理が行えること。 6 土地の所有者が市税を完納していること。

4 砺波市空き家再生等推進協議会設置要綱

平成24年6月1日

告示第100号

改正 平成26年3月31日告示第50号

(目的)

第1条 砺波市空き家利活用調査研究委員会より提出された「空き家利活用」に関する提言を尊重し、関係機関と連携を図りながら空き家に関する各種事業を推進するとともに諸問題について協議するため、砺波市空き家再生等推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 空き家利活用調査研究委員会（平成23年度設置）の委員であった者
- (2) 砺波市地区自治振興協議会など関係団体の会員
- (3) 観光・農業・就労支援に携わる団体の職員又は会員
- (4) 空き家対策について見識を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員は、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、砺波市企画調整課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第50号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

5 砺波市空き家情報連絡員設置要綱

平成28年1月22日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成25年砺波市条例第1号。以下「条例」という。）の基本理念のもと、砺波市（以下「市」という。）が、砺波市空き家情報バンク、定住促進空き家利活用補助金、砺波市地域おこし協力隊が支援する空き家対策等に関する事業の推進を図り、生活環境及び環境の保全並びに魅力ある住み良いまちづくりの推進に資するため、市、関係事業者その他の活動団体（以下「関係機関」という。）間の円滑な情報共有及び情報連携を支援するものとして、地区自治振興会等地域の自治会組織と連携して各地区に設置する砺波市空き家情報連絡員（以下「連絡員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 連絡員は、地区自治振興会長からの推薦に基づき、地域環境の向上に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な市民のうちから、市長が委嘱する。

(活動内容)

第3条 連絡員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 条例に規定する地区の空き家等の情報の収集
- (2) 関係機関間における前号の情報の共有に係る支援
- (3) 各種空き家等関連事業の事務手続に係る支援
- (4) 市等が実施する各種空き家等関連事業への協力
- (5) 前各号に定めるもののほか、空き家等の適正管理及び有効活用の推進を図るための活動

(任期等)

第4条 連絡員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、連絡員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 連絡員が次の各号のいずれかに該当したときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 健康上等の理由により本人から辞退の申出があったとき
- (2) 連絡員としてふさわしくないと市長が判断したとき

(経費の支給)

第5条 市長は、連絡員の活動に要する経費について、予算の範囲内で支給するものとする。

（守秘義務）

第6条 連絡員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡員の設置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

